特別支援教育における 都道府県間格差についての予備的考察

柴 垣 登

(立命館大学大学院先端総合学術研究科)

インクルーシブ教育システムでは、障害者が地域社会において等しく教育を受ける機会が保障される必要がある。しかし、我が国の特別支援教育においては、学校間、地域間の格差によって受けられる教育の内容に差が生じているという問題がある。本稿は、特別支援教育における地域間格差を生じさせている要因を検討するための予備的研究として、都道府県ごとの通級指導教室担当教員一人当たりの児童生徒数や特別支援教育支援員の活用人数を調査し、格差の現状を明らかにすることを目的とした。調査の結果、通級指導教室担当教員一人当たりの児童生徒数では最大約4倍、特別支援教育支援員の活用人数では最大約6倍の差が、都道府県間で生じていることが明らかになった。特別支援教育支援員の活用人数と各都道府県の財政力指数には有意の相関があり(r=.65、n=47、p<.01)、各都道府県の財政力が差を生じさせている要因の一つとして考えられた。しかし、財政力指数が高くても特別支援教育支援員の活用人数が少ないなど、財政力の理由だけでは説明できない県があり、要因を検討する際に教育委員会や首長部局の特別支援教育に対する認識にも着目する必要があることが明らかとなった。

キーワード:インクルーシブ教育システム,特別支援教育,格差,都道府県,日本 立命館人間科学研究, No.36, 1-15, 2017.

I 課題

2012年7月に出された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進(報告)」(以下「特特委員会報告」)では、「共生社会」1)の形成に向けて、障害者の権利に関する条約(以下「権利条約」)に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のために特別支援教育を推進していく必要があるとしている。

インクルーシブ教育システムでは、権利条約に「障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること」(第24条)と規定されているように、等しく教育機会を保障していく必要がある。しかし、特特委員会報告では、就学先の決定について「障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当」とされ、学校や地域間の差²)があることが前提とされている。教

2) 特特委員会報告については、権利条約の理念を踏

¹⁾ 特特委員会報告では、「共生社会」とは「障害者等が積極的に社会参加・貢献していくことができ、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を認め合える」社会であると定義している。

育機会の均等とは「個人が人種、性別、社会・経済的出身階層などの属性によって差別されないことによって、さらに偶然性によって支配されることを最小にすることによって、教育を受ける機会が、国民として平等に保障されることを意味する」とされる(小林 2014)。学校や地域の状況によって障害のある子どもの就学先や受けられる教育の内容等に差が生じるとすれば、障害者の教育機会の均等が保障されていないということになる。

2012 年 9 月に学校教育法施行令の一部改正が 行われ,障害のある子どもの就学先は「市町村 教育委員会が,本人・保護者に対し十分情報提 供をしつつ,本人・保護者の意見を最大限尊重し, 本人・保護者と市町村教育委員会,学校等が教 育的ニーズと必要な支援について合意形成を行 うことを原則とし,最終的には市町村教育委員 会が決定する」とされている。地域間や学校間 の格差がどの程度まで許容されるのかという論 議は別に譲るとして,教育機会の均等が保障さ れない中で市町村教育委員会が就学先を決定す ることについて,権利条約の理念の遵守という 観点から疑義が生じる。市町村教育委員会が就 学先を決定するのであれば,どの就学先におい ても十分な教育を受けられるようになっている

まえた教育分野を含む制度改革の基本的な方向を 議論した「障がい者制度改革推進会議」の第25 回会議(2010.11.15)で試案の内容が検討された。 その際、同会議の北野誠一(NPO「おおさか地域 生活支援ネットワーク」理事長) 委員は、「『地域 の事情等により環境整備に困難が予想される場合 には、本人・保護者にあらかじめ受けられる教育 や支援について説明し、十分な理解を得る』とい うことは、これは『ごめんなさい』ということで すよね。昨年の奈良県のケースでもそうです。し かし『ごめんなさい』ではすまないということな んです。つまり、バリアフリーとか、インクルー シブなシステムというのは、それをすることが当 然のことで、しないことが差別であるということ を今回の障害者権利条約はうたっているので、『ご めんなさい』ではすまないことを明確にするべき です」と批判している。

(2016年6月2日取得 http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_25/pdf/gijiroku.pdf)

ことが前提となる。

権利条約がいう障害者が地域社会において等しく教育を受けられるようにするためにどのような施策が必要であるのかを検討するためには、現在地域間で具体的にどのような格差が生じているのか、格差を生じさせている要因は何かを検討する必要がある。格差を生じさせている要因としては、都道府県の財政力の問題、首長部局や教育委員会における政策の優先順位の問題、児童生徒数や学校数、教職員の専門性、地域の医療、保育など行政サービスの状況、保護者の意識や家庭の経済状況、地域住民の理解や意識など様々なものが考えられる。

本稿では、特別支援教育における地域間格差を生じさせている要因を検討するための予備的研究として、文部科学省によって発表されているデータに依拠して検討が可能な通級による指導の状況や、特別支援教育支援員の配置状況に着目して、都道府県間の格差の現状を明らかにすることを目的とする。

Ⅱ 特別支援教育における地域間格差とは

1 教育における地域間格差とは

橘木・浦川 (2012) は、日本経済新聞社と日経産業地域研究所が共同で行っている「全国市区の行政比較調査」の 2008 年時点の調査結果のうち、「学校一校当たりにおける講師等の独自採用人数」で、小学校・中学校の双方において上位 20 自治体中、約半数を東京の自治体が占めていることや、「私立幼稚園の授業料に関する(年間)補助額」でも東京 23 区が突出して高いことなどの例を挙げ、都市の自治体と地方の自治体との間で教育投資の差が著しく開いていることを指摘している。

2005年の就学援助費の一般財源化以降,国庫 補助金は要保護者の医療費及び修学旅行費だけ になり,地方は国からの交付金を一括して受け 取り、地方の判断、基準によって直接支給する ことになっている。就学援助率が高くなれば. それだけ自治体の支出が増えることになるが. 鴈(2013)は、就学援助率は都道府県によって 差が大きいことや、おおむね財政が苦しい県ほ ど就学援助率が高くなっていること、ひとり親 率が高く子どもへの支援が必要な県ほど県下の 市町村の財政が苦しい傾向があることなどを明 らかにしている。白川(2014)は、現在生じて いる地域における進要保護認定基準 3) の相違や 各自治体の独創的取組の差異を例として、個々 の自治体の財政的制約や政策の優先順位の相違 などによって、子どもに対する支援制度のあり 方に相違が生じるとしている。就学援助制度そ のものに言及するものではないが、 戸室 (2016) は、2012年の総務省の「就業構造基本調査」や 厚生労働省の「被保護者調査 | の結果などを基に、 都道府県別の貧困率やワーキングプア率. 子ど もの貧困率. 捕捉率 4) を明らかにしている。そ の結果、それらの地域間格差が単に拡大してい るのではなく、急速に高位平準化の方向で縮小 しているとしており、 貧困が特定の地域の問題 ではなく、全国一般の問題となっているとして

3)「準要保護」とは、市町村教育委員会が生活保護 法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度 に困窮していると認める者で、認定基準は各市町 村が規定する。(文部科学省「就学援助制度につ いて(就学援助ポータルサイト)」(2016年6月19 日取得 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/ career/05010502/017.htm)

- 4) 戸室は、貧困率、ワーキングプア率、子どもの貧 困率、捕捉率についてそれぞれ次のように規定し ている。
 - ・貧困率とは、総世帯のうち、最低生活費以下の収入しか得ていない世帯の割合のことである。
 - ・ワーキングプア率とは、就業世帯(世帯の主な収入が就業によっている世帯)のうち、最低生活費以下の収入しか得ていない世帯(貧困就業世帯)の割合のことである。
 - ・子どもの貧困率とは、18歳未満の末子がいる世帯のうち、最低生活費以下の収入しか得ていない世帯の割合のことである。
 - ・捕捉率は、生活保護世帯数/貧困世帯数で計算したものである。

戸室 (2016) より。

いる。

他にも、就学援助の問題や保育料の減免措置の面から子どもの貧困問題や自治体間の差について言及したもの(阿部 2008)、子どもの貧困問題の解決に向けた義務教育の完全無償化や就学援助制度の改正等の必要性について言及したもの(阿部 2014)、学校事務職員の立場から子どもの貧困問題や就学援助制度の実態と課題について言及したもの(藤本他 2009)などがあり、教育における地域間の格差が拡大しつつある現状について、就学援助制度等の具体的な問題に即して把握し、その改善をいかに図っていくかが大きな問題となっている。

2 特別支援教育における教育格差とは

それでは、特別支援教育においてはどのような格差が問題とされているのであろうか。ここでは、特特委員会の会議で提起された格差の内容や、特別支援教育における格差について言及した先行研究を検討することで、現在何が問題になっているのかを明らかにする。

(1) 特特委員会における議論から

特特委員会報告をまとめた中教審の「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」(以下「特特委員会」)の第1回会議では、会議の冒頭において文部科学省の横井特別支援教育企画官から「必要な体制・環境整備における、国、地方公共団体の責務・役割分担をどのように考えるか。同じく、都道府県と市町村等の連携及び役割分担をどのように考えるか」という論点が示された。このことについて、条件整備を担う首長や教育長からは、インクルーシブ教育システムを構築する上で、基礎自治体の取組と国の財政的な裏付けの必要性が述べられた(特特委員会2010)。

東京都三鷹市の清原慶子市長は行政の立場から,取組を進めていく上での首長部局,市長部

局の重要性や財政の確保の必要性について「ど んないい制度でありましても、具体的に地域の 現場で実現していくには、 基礎自治体の取組が 大きく影響します。教育委員会だけではありま せん。首長部局、市長部局が重要です。(中略) 財政を軽視してはいけません」と述べている。 長野県教育委員会教育長の山口利幸委員は. 県 の立場から「市町村の役割、そして、県の役割、 (中略). こんなものをどういうふうにつくって いくか」、「理念は非常にわかるんですけれども、 そこに至る克服すべき課題を明らかにして、そ れに対する工程表と申しますか、財政的な裏付 け、あるいは教員の質的な課題など、さまざま な課題がありますので、そういったものをトー タルとしてやはり議論していかないと、なかな か理念と実際がうまくかみ合って前へ進んでい かないんじゃないか | と述べている。他にも. 茨城県東海村の髙橋健彦教育長が「教育条件の 整備と財政というのは、裏腹の関係 | であり、「今 後の施策は、私ども村としましても財政的な裏 付けというのは大きな問題になってくるかなと 思って | いると述べているように、施策を実現 していく立場の自治体関係者,教育行政関係者 からは財政の確保の重要性が述べられていた。

「障害者権利条約のインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、体制面、財政面も含めた教育制度の在り方について、障害者基本法の改正にもかかわる制度改革の基本的方向性ということについての結論を得るべく検討を行うことが主な課題」である特特委員会の第1回の会議において、施策を実施していく立場の行政関係者から財政の確保の重要性が述べられていたことはある意味当たり前のことではあるが、同時にそのことをはずしてはいかなる論議も画餅に帰すだけであり、無意味であることの証左であると考えられる。

財政的な問題については、この後の特特委員 会の会議でも繰り返し取り上げられた。それら の論議を経てまとめられた特特委員会報告では、「障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う」とされた。財政的措置については、「共生社会の形成に向けた国民の共通理解を一層進め、社会的な機運を醸成していくことが必要であり、それにより、財政的な措置を図る観点を含めインクルーシブ教育システム構築のための施策の優先順位を上げていく必要がある」とされた。

財政的な措置も含めた施策の位置づけが、現在の都道府県や市町村等の取組にどのように反映しているのか、あるいはどのような課題を生じさせているのかを検証することが重要であると考えられる。

(2) 先行研究から

特別支援教育における教育格差について、か つては障害のある子どもの教育を受ける機会の 不均等が問題とされてきた。渡部 (2006. 2013) は、戦後も不就学事由に「障害」が残され、長 く就学猶予・免除が濫用されたことを能力程度 主義 5) の限界ととらえ、その超克は 1979 年度の 養護学校教育の義務化によってようやくなされ たとしている。篠原(2011)は、戦後の障害の ある子どもの教育制度が障害児と健常児を分断 する別学制度として機能したことを批判し、そ れに対抗するものとして「共生・共育」を目指 した養護学校義務化反対の主張と運動が展開さ れたとしている。その上で、すべての子どもに 対する教師・専門家による教育・発達の保障か ら原則化される「教育機会の平等 |の主張が別学・ 分離教育の危機を常に内包しており、各自の個

⁵⁾ 日本国憲法第26条の「その能力に応じて」,教育 基本法第3条の「その能力に応ずる」というセン テンスを制約的にとらえ,能力のある者には手厚 く,能力のない者にはほどほどに教育を受けさせ るという考え方。(渡部2006:32-34)

性化、そのための個別化プログラムを要請するインクルーシブ教育においても例外ではないことを指摘している。現在も障害のある子どもの就学先の決定をめぐっては、誰がその決定権を持つのかについて議論があるが(柴垣 2016)、それは子どもを特別支援学校や特別支援学級、通常学級のいずれかに就学させる際の選択の問題であって、障害のある子どもの教育の地域間格差の問題にまでは踏み込まれていない。

一方で、特別支援教育における社会・経済的 な格差や地域間の格差が近年問題とされてきて いる。落合・島田(2016)は、現在特別支援学 校や特別支援学級等への在籍率が急上昇してい る理由の一つとして社会・経済的な格差によっ て生じる子どもの将来の不安があるとし、共生 社会の形成に向けたインクルーシブ教育システ ムの構築では、特別支援教育と通常教育の両方 からのはたらきが急務であるとしている。古屋 ら(2007)は、2003年に出された「今後の特別 支援教育の在り方について(最終報告) | 6) に示 された. 障害のある児童生徒の教育の基盤整備 について、量的な面において概ね達成されたと する現状認識に対する疑問から、盲・聾・養護 学校 7) 在籍者一人当たりの学校教育費の推移や 都道府県差等の調査を行っている。その結果、盲・ 聾・養護学校在籍者一人当たりの学校教育費や. 知的障害養護学校の規模。知的障害養護学校の

教員一人当たりの児童生徒数において都道府県差が少なからず存在しているとしている。古屋らの調査は、文部科学省が毎年実施している「学校基本調査」や「地方教育費調査」のデータに基づいて、都道府県ごとの差を明らかにしようとしたもので、その意味では独自性のあるものであるが、対象が盲・聾・養護学校に限られていることと、都道府県ごとの差がなぜ生じているのかの原因を明らかにするところにまでは踏み込まれていない。

インクルーシブ教育システムの構築は、障害のある子どもの教育に限らず、むしろ通常教育の改革を促すものである(清水 2012)とするならば、特別支援教育における地域間格差を明らかにするためには、義務標準法 8) により学級数によって教員数が自動的に決定される特別支援学校の状況よりも、加配定数として配置される通級による指導の状況や地方交付税措置によって市町村に配置される特別支援教育支援員の配置状況を検討する必要がある。それらの配置状況には、特別支援学校の教員数の決定とは異なり、都道府県の財政状況や首長部局・教育委員会の特別支援教育の施策に関する認識が反映していると考えられることからも、それらの配置状況を検討することが重要であると考えられる。

Ⅲ 教員の配置状況等から見た地域間格差

1 特別支援学校教員一人当たりの児童生徒数

先に述べた古屋らの調査では、盲・聾・養護 学校在籍者一人当たりの学校教育費を比較した 場合、最大の県と最小の県とでは2.32倍となっ ており、その差は小学校に比べて大きいとされ ている。また、知的障害養護学校の教員一人当

⁶⁾ 文部科学省によって 2001 年に設置された「特別 支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」 によって 2003 年 3 月 28 日に公表された。障害の 程度等に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」 から障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズ に応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」 への転換を図るという方針が示された。近年の厳 しい財政事情等を踏まえ、既存の人的・物的資源 の配分について見直しを行いつつ、また、地方分 権にも十分配慮して、新たな体制・システムの構 築を図ることが必要との認識が示され、それまで の障害児教育を支える基盤を後退させるという批 判が生じた(古屋他 2007: 50-51)。

⁷⁾ 本稿では、基本として特別支援学校という名称を 使用するが、学校教育法等の一部改正により名称 改正が行われた平成19年(2006)4月以前につい ては盲・聾・養護学校という名称を使用する。

⁸⁾ 正式名称は「公立義務教育諸学校の学級編制及び 教職員定数の標準に関する法律」。学級規模と教 職員配置の適正化を図ることを目指して、学級編 制と教職員定数の標準について必要な事項を定め ている。

表 1 特別支援学校教員―人当たりの児童生徒数 (文部科学省の 2012 年度の「学校基本調査」の結果を もとに算定)

順位	都道府県	特別支援学校教員一人当たりの 児童生徒数(単位:人)		
		児童生徒数	教員数	担当人数
1	大分	1,138	1,016	1.1
1	島根	937	828	1.1
3	徳島	910	791	1.2
3	高知	781	669	1.2
3	鳥取	795	671	1.2
3	福井	958	803	1.2
3	佐賀	942	789	1.2
3	富山	1,168	936	1.2
9	京都	2,499	1,980	1.3
9	三重	1,440	1,137	1.3
10	山梨	925	720	1.3
10	秋田	1,210	928	1.3
		(略)		
37	大阪	8,357	5,059	1.7
37	愛媛	1,261	763	1.7
37	広島	2,260	1,358	1.7
37	長野	2,518	1,485	1.7
37	茨城	3,705	2,147	1.7
37	埼玉	6,396	3,698	1.7
43	栃木	2,480	1,387	1.8
43	東京	11,331	6,324	1.8
43	静岡	4,427	2,459	1.8
43	福岡	5,193	2,853	1.8
47	愛知	6,876	3,562	1.9

たりの児童生徒数では、最多の県と最小の県と の差は1.91倍となっている。

表1は、2012年度の都道府県別の特別支援学校教員一人当たりの児童生徒数を少ないものから多いものへと順に並べたもののうち、上位の府県と下位の都県を示したものである(以下に示すデータは、表4以外は2012年度のものである。戸室(2016)で使用された子どもの貧困率等を算出するためのデータが2012年の『就業構

造基本調査』⁹⁾の結果に基づいており、それと比較するために 2012 年度で統一した)¹⁰⁾。 なお、特別支援学校教員一人当たりの児童生徒数の全国平均は 1.5 人であり、平均よりも児童生徒数が多い都府県は 13 であった。

古屋らは、2005年度の知的障害養護学校の教 員一人当たりの児童生徒数を調査しているが. 少ない順では、①島根(1.27人)、②大分(1.31人)、 ③滋賀(1.32人). ④福井(1.34人). ⑤富山(1.34 人)となっている。多い順では①愛知(2.43人). ②栃木 (2.12 人), ③大阪 (2.10 人), ④静岡 (2.07 人). ⑤福岡(2.06人)となっている。対象年度 が異なることと、特別支援学校全体と知的障害 の養護学校という対象が異なっている条件のも とでの比較であるが、結果はほぼ似通ったもの となっている。また、教員一人当たりの児童生 徒数が最も多い県と少ない県の差は、古屋らの 調査では 1.91 倍、表 1 では 1.73 倍であり、こち らもほぼ同じようなものとなっている。教員一 人当たりの児童生徒数は、少ない方がより手厚 い指導や支援が可能となると考えられるが、特 別支援学校教員一人当たりの児童生徒数につい ては都道府県間で最大約2倍の差が生じている。

2 通級による指導担当教員一人当たりの担当 児童生徒数

通級による指導とは、小学校又は中学校の通 常の学級に在籍している軽度の障害のある児童 生徒に対して、主として各教科等の指導を通常 の学級で行いながら、障害に応じた特別の指導

- 9)「就業構造基本調査」とは、全国及び地域別の就業・ 不就業の実態を明らかにするために、総務省統計 局が隔年で行っている調査である。1956 年から 1982 年まで概ね3年おき、1982 年以降は5年ご とに行われている。2012 年の調査が公表されてい る最新のものである。
 - (2016年8月28日取得 http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/index.htm)
- 10) 元のデータについては以下を参照。 文部科学省, 2012 年度「学校基本調査」 (2016年7月14日取得 http://www.e-stat.go.jp/ SG1/estat/List.do?bid=000001044871&cycode=0)

表 2 通級指導担当教員一人当たりの児童生徒数 (文部科学省の 2012 年度「通級による指導実施状況調 査結果」をもとに作成)

nere til	都道府県	通級によ指導担当教員一人当たり		
順位		の児童生徒数(単位:人)		
		児童生徒数	教員数	担当人数
1	大分	243	48	5.1
2	青森	457	66	6.9
3	東京	9,574	1,350	7.1
4	高知	126	15	8.4
5	熊本	859	97	8.9
6	鳥取	293	31	9.5
7	茨城	636	63	10.1
8	兵庫	1,477	145	10.2
9	秋田	384	37	10.4
10	和歌山	401	38	10.6
		(略)		
38	千葉	3,642	205	17.8
38	京都	2,851	160	17.8
40	愛媛	1,032	57	18.1
41	新潟	1,955	107	18.3
42	栃木	2,103	113	18.6
43	沖縄	570	30	19.0
44	岐阜	2,033	103	19.7
45	奈良	445	22	20.2
46	岡山	1,592	72	22.1
47	滋賀	1,189	53	22.4

を特別の指導の場で行うものである¹¹⁾。表 2 は, 2012 年度の都道府県別の通級による指導担当教員一人当たりの児童生徒数(以下「担当児童生徒数」)を少ないものから多いものへの順に並べたもののうち、上位の都県と下位の府県を示したものである¹²⁾。担当児童生徒数では、最も少ない大分県では 5.1 人、最も多い滋賀県では 22.4

人となっており、その差は約4倍となっている。 なお、担当児童生徒数の全国平均は13.6人であり、平均よりも担当児童生徒数が多い都道府県は19であった。

通級による指導の時間数は、学校教育法施行規則によって年間35単位時間(週1時間)から年間280単位時間(週8単位時間)までが標準とされている。必要な時間数は対象の児童生徒によって異なるが、担当児童生徒数が多くなると、児童生徒一人当たりの指導時間数が少なくなり、十分な指導が受けられなくなるおそれが生じる。そのため、担当児童生徒数は少ない方がよいと考えられるが、担当児童生徒数の都道府県間の差は特別支援学校教員一人当たりの担当児童生徒数よりも大きくなっており、通級による指導については都道府県によって受けられる教育に差が生じていると考えられる。

ただし、都道府県による担当児童生徒数の差については、その背景を十分に探る必要がある。特別支援学校の場合、小中学部では児童生徒6人で、高等部では生徒8人で学級が編成され、その学級数に対して教員が配置される(基礎定数)。通級による指導の場合はそのような基準がなく、課題ごとに対応して配置される加配定数として措置されるため、通級指導の対象となる児童生徒の人数と、国からの加配定数に加えて都道府県単独による加配をどの程度実施するかによって担当教員一人あたりの担当児童生徒数が変わるためである。

表3は、小中学校の総児童生徒数に対して通 級指導の対象となっている児童生徒数(以下「対 象児童生徒数」)の割合を、高いものから低いも のへと順に並べたもののうち上位の都府県と下 位の府県を示したものである。上位の都府県ほ ど、対象を広げより多くの児童生徒が通級指導 を受けられるようにしていると考えられる。

総児童生徒数に対する対象児童生徒数の割合 が最も高いのは島根県となっており、その割合

¹¹⁾ 学校教育法施行規則第 140 条及び同施行規則第 141 条

¹²⁾ 元のデータについては以下を参照。 文部科学省、2012 年度「特別支援教育体制整備状 況調査」のうち「通級による指導実施状況調査結果」 (2016年7月14日取得 http://www.mext.go.jp/a_ menu/shotou/tokubetu/material/__icsFiles/ afieldfile/2013/05/14/1334907.pdf)

表 3 児童生徒総数に占める通級指導対象児童 生徒数及び割合

(文部科学省の 2012 年度「通級による指導実施状況調査結果」をもとに作成)

	都道府県	児童生徒総数に占める対象者数		
順位		総児童生 徒数	対象児童 生徒数	対象者の 割合
1	島根	56,624	914	1.61%
2	京都	207,810	2,851	1.37%
3	群馬	169,814	2,232	1.31%
4	宮城	188,881	2,447	1.30%
5	栃木	166,002	2,103	1.27%
6	山形	93,719	1,107	1.18%
7	山口	112,698	1,301	1.15%
8	岐阜	179,783	2,033	1.13%
8	岩手	105,083	1,186	1.13%
10	東京	898,170	9,574	1.07%
		(略)		
39	沖縄	149,813	570	0.38%
39	奈良	117,151	445	0.38%
39	大阪	724,786	2,739	0.38%
42	三重	156,723	559	0.36%
43	兵庫	471,066	1,477	0.31%
44	香川	83,809	234	0.28%
45	茨城	247,023	636	0.26%
45	大分	95,149	243	0.26%
47	高知	57,392	126	0.22%

は1.61%となっている。逆にその割合が最も低いのは高知県の0.22%となっており、その差は約8倍となっている。表2の担当児童生徒数との比較で見てみると、大分県、高知県、茨城県、兵庫県は担当児童生徒数が少ないが、同時に対象児童生徒数の割合も低くなっている。一方、京都府、栃木県、岐阜県は担等児童生徒数が多いが、同時に対象児童生徒数の割合も高くなっている。これらに対して東京都は担当児童生徒数が少なく、逆に対象児童生徒数の割合は高くなっている。

また表3には上がっていないが、表2で担当 児童生徒数が少なかった青森県は対象児童生徒 数の割合で見ると全国で36位(対象率0.42%), 熊本県は 28 位 (0.56%), 鳥取県は 26 位 (0.61%), 秋田県は 31 位 (0.50%), 和歌山県は 32 位 (0.49%)となっており、対象児童生徒数の割合が全国的に見て低くなっている。一方、担当児童生徒数が多かった千葉県は対象児童生徒数の割合で見ると全国で 21 位 (0.74%), 愛媛県は 16 位 (0.91%), 新潟県は 11 位 (1.06%), 岡山県は 14 位 (0.97%), 滋賀県は 15 位 (0.93%) となっており、対象児童生徒数の割合が全国的に見て高くなっている。これらの状況から、担当児童生徒数の多さと対象児童生徒数の割合の高さが関係しているではないかと考えられたため、相関係数を求めたところ、r=.39, n=47, p<.01 であり、やや相関があるという結果であった。

3 特別支援教育支援員の活用状況

特別支援教育支援員とは、幼稚園、小・中学校、高等学校において障害のある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりするために配置されている¹³⁾。小中学校1校当たりの特別支援教育支援員の配置数が多いほど、よ

- 13) 特別支援教育支援員は、幼・小・中・高等学校に おいて校長、教頭、特別支援教育コーディネー ター、担任教師と連携して次のような役割を果た すことが想定されている。
 - ①基本的生活習慣確立のための日常生活上の介助
 - ②発達障害の児童生徒に対する学習支援
 - ③学習活動, 教室間移動等における介助
 - ④児童生徒の健康・安全確保関係
 - ⑤運動会(体育大会), 学習発表会, 修学旅行 等の学校行事における介助
 - ⑥周囲の児童生徒の障害理解促進

文部科学省初等中等教育局(2007)「『特別支援教育支援員』を活用するために」

(2016年7月14日取得 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/002.pdf)

特別支援教育支援員については、2007 年度から財政措置され年々配置数が増加しているが、地方交付税措置によって実施されているため、市町村への地方交付金の中にその財源が一括措置され、その活用が市町村に任されていることから、市町村によって活用に差が出ることが課題とされている。(2016年7月14日取得 http://www.dpi-japan.org/problem/chigai.html)

表 4 特別支援教育支援員の活用状況

(文部科学省「公立小中学校における特別支援教育支援員(介助員及び学習支援員等)活用状況」をもとに 一部改変して作成)

順位	都道府県	活用人数 (2008 年 5月1日 現在)	公立小中学校 設置数 (2008 年 5 月 1 日現在)	小中学校1校 当たりの 活用人数 (活用人数/ 設置数)
1	神奈川	1,838	1,278	1.44
2	東京	2,629	1,947	1.35
3	三重	809	605	1.34
4	大阪	1,950	1,488	1.31
5	兵庫	1,494	1,175	1.27
5	新潟	1,007	795	1.27
7	岐阜	705	574	1.23
8	群馬	531	516	1.03
9	静岡	806	798	1.01
9	栃木	581	576	1.01
		(略)	
38	北海道	819	1,967	0.42
39	岩手	252	613	0.41
40	宮崎	159	410	0.39
40	山形	182	471	0.39
42	福島	292	770	0.38
43	青森	187	535	0.35
43	和歌山	151	433	0.35
45	鳥取	69	222	0.31
46	高知	125	426	0.29
47	鹿児島	196	865	0.23

り手厚い支援が行えることになる。

ただ、特別支援教育支援員については、配置 のための財源が市町村への地方交付金の中に含 まれているため、その総額をどのように使用す るかは受け取った自治体の判断に任されている。 そのため、自治体の財政状況や特別支援教育に 対する施策の優先順位の度合いによっては、特 別支援教育支援員を配置するための財源が他に 流用され、特別支援教育支援員の配置状況に差 が出るおそれがある。

表 4 は、2008 年 5 月 1 日時点での、特別支援 教育支援員の活用状況について、それぞれの都 道府県の公立小中学校 1 校当たりの特別支援教 育支援員の活用人数を多いものから少ないもの へと順に並べたもののうち、上位の都府県と下位の道県を示したものである ¹⁴。

最も多いのは神奈川県の1.44人、最も少ないのは鹿児島県の0.23人でその差は約6倍となっている。都道府県によって配置状況に差が出ており、その差は特別支援学校教員一人当たりの担当児童生徒数や、通級指導担当教員一人当たりの担当児童生徒数の差よりも大きくなっている。また、全国平均は0.74人であり、平均よりも活用人数が少ない都道府県は24であった。

4. 都道府県間の差

表 2,表 3,表 4 の結果をもとに,担当児童生徒数,対象児童生徒数の割合,特別支援教育支援員の活用状況を見ると、以下のことがわかる。

- ・東京都は通級指導対象児童生徒数の割合は 高いが、通級指導担当教員の担当児童生徒 数は少なくなっており、特別支援教育支援 員の活用人数も多い。
- ・高知県は、通級指導対象児童生徒数の割合が低く、通級指導担当教員の担当児童生徒数も少なくなっており、特別支援教育支援員の活用人数も少ない。
- ・栃木県と岐阜県は,通級指導対象児童生徒数の割合が高く,通級指導担当教員の担当児童生徒数も多くなっており,特別支援教育支援員の活用人数も多い。
- ・兵庫県は、通級指導対象児童生徒数の割合 は低く、通級指導担当教員の担当児童生徒 数も少なくなっているが、特別支援教育支 援員の活用人数は多い。
- ・青森県と和歌山県, 鳥取県は, 特別支援教
- 14) 文部科学省「公立小中学校における特別支援教育 支援員(介助員及び学習支援員等)活用状況」を もとに一部改変して作成。なお、特別支援教育支 援員の活用状況について文部科学省が公表してい るデータが2008年度までしかなく、やむを得ず 2008年度のデータを使用した。

(2016年7月23日取得 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/005/001.htm)

育支援員の活用人数が少ないが、通級指導 田当教員の田当児童生徒数も少ない。

・大阪府は、通級指導対象児童生徒数の割合 は低いが、特別支援教育支援員の活用人数 は多い。

以上、東京都では通級指導対象児童生徒数の 割合、 通級指導担当教員の担当児童生徒数、特 別支援教育支援員の活用人数のいずれにおいて も都道府県間の比較において高い位置を占めて いる。一方で、高知県ではいずれにおいても都 道府県間の比較において低い位置にとどまって いる。また、栃木県や岐阜県のように、通級指 導対象児童生徒数の割合が高く特別支援教育支 援員の活用人数において高い位置を占めている が、通級指導担当教員の担当児童生徒数では低 い位置を占めているところもある。他に、青森県、 和歌山県、鳥取県、大阪府などその状況はそれ ぞれであり、ここにはあがらなかった府県も含 めて. 通級指導対象児童生徒数の割合. 通級指 導担当教員の担当児童生徒数,特別支援教育支 援員の活用人数の状況において都道府県間の差 が生じているといえる。

通級による指導は小中学校、特別支援教育支援員は幼稚園、小中学校、高等学校において、障害のある児童生徒を対象として特別な指導や支援を行うものであり、障害のある児童生徒が等しく教育を受けられる機会を保障するものである。都道府県間でそれらの差が生じているということは、住んでいるところによって受けられる教育の内容に差が生じているということであり、教育機会の均等が保障されていない状況があるといえる。

Ⅳ 地域間格差の生じる要因

前章で、通級指導担当教員の担当児童生徒数 や対象児童生徒数の割合、特別支援教育支援員 の配置等の状況が都道府県によって差があるこ とが明らかとなった。そのような差が生じている要因については、第1章でも述べたように、都道府県の財政力の問題、首長部局や教育委員会における政策の優先順位の問題、児童生徒数や学校数、教職員の専門性、地域の医療、保育など行政サービスの状況、保護者の意識や家庭の経済状況、地域住民の理解や意識など様々なものが考えられる。それぞれの要因が都道府県間の差にどのような影響を与えているのかを明らかにするためには、都道府県ごとの状況を分析していく必要がある。本章では、その一例として都道府県の財政力の問題、都道府県独自の取組との関連からそのような差が生じている要因について検討してみたい。

1 都道府県の財政力の問題からの検討

財政力指数とは、自治体の財政力を示す指標であり、基準となる収入額を支出額で割り算した数値である。1.0 であれば収支バランスがとれていることを示しており、1.0 を上回れば基本的に地方交付税交付金が支給されない¹⁵⁾。

表5は、財政力指数と特別支援学校教員一人当たりの担当児童生徒数、通級指導担当教員一人当たりの担当児童生徒数、特別支援教育支援員の活用人数との相関を示したものである。特別支援学校教員一人当たりの担当児童生徒数と特別支援教育支援員の活用人数は財政力と相関

表 5 各指標間の相関係数

	財政力指数との相関	
特別支援学校教員一人 当たりの児童生徒数	r=.66	p<.01
通級担当教員一人当た りの児童生徒数	r=.17	
特別支援教育支援員の 活用人数	r=.65	p<.01

15) 財政力指数が1.0を上回れば、その地方自治体内での税収入等のみを財源として円滑に行政を遂行できるとして、地方交付税交付金が支給されない不交付団体となり、下回れば地方交付税交付金が支給される交付団体となる。

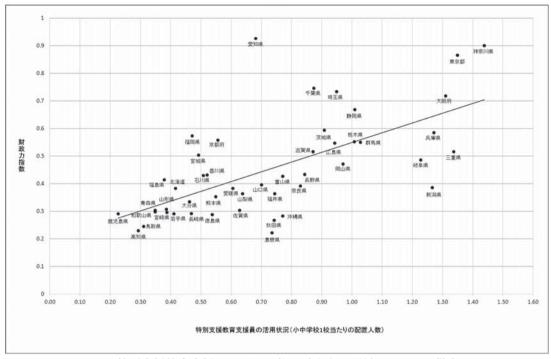


図 1 特別支援教育支援員の活用人数と財政力の関係についての散布図

があるが、通級指導担当教員一人当たりの児童 生徒数とは相関がないという結果であった。

先に述べたように、特別支援教育支援員は配置の財源が地方交付金の中に含まれ、自治体の判断の影響をより大きく受けると考えらえることから、ここでは特別支援教育支援員の活用人数と財政力指数の関連について見る。

図1は、全都道府県の特別支援教育支援員の 活用人数と財政力の関係についての散布図であ る。これを見ると、財政力指数の比較において 上位にある愛知県と、財政力指数の比較におい て下位にある島根県や秋田県が同程度の活用人 数を確保していることがわかる。

これらの結果から、都道府県の財政状況と特別支援教育支援員の活用人数の間には関連があると考えられるとともに、島根県や秋田県、愛知県のように財政状況との関連だけでは説明できない場合もあることがわかる。

2 都道府県独自の取組からの検討

全国都道府県教育長協議会は、毎年教育行政 及び財政に関する調査研究や教育内容に関する 調査研究を行い、その結果を研究報告として発 表している。2015年3月には同協議会第1部会 が「インクルーシブ教育システム構築のための 特別支援教育の推進」¹⁶⁾を発表している。同研究 は、2014年8月に47都道府県教育委員会を対 象に、以下の内容について現状や取組を把握す ることを目的に実施した調査結果をもとにまと められたものである。

- ①教育支援委員会に関する取組
- ②個別の教育支援計画. 個別の指導計画
- ③特別支援学級等への人的配置等に関する取 組
- ④専門性の向上について
- 16) 同協議会ホームページより (2016年7月23日取得 http://www.kyoi-ren.gr.jp/ report/H26bukai/h26_ichibukai.pdf)

表 6 都道府県別独自の特別支援教育支援員の 配置状況

(全国都道府県教育長協議会(2015)『インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進』に掲載の表「都道府県別独自の特別支援教育支援員の配置状況」を改変)

順位	都道府県	配置数		人士
		常勤	非常勤	合計
1	大阪		130	130
2	島根	1	110	111
3	秋田		52	52
4	福井		40	40
5	高知		38	38
6	栃木		31	31
7	岩手		27	27
8	神奈川		26	26
9	沖縄		22	22
10	広島		17	17
11	埼玉		16	16
12	千葉		11	11
13	山形		10	10
14	宮崎		9	9
15	北海道		7	7
15	山口		7	7
17	長野		6	6
17	奈良		6	6
19	新潟		5	5
19	熊本		5	5
21	佐賀		4	4
22	茨城		3	3
22	鹿児島		3	3
24	群馬		2	2
24	京都		2	2
24	徳島		2	2

このうち「③特別支援学級等への人的配置等に関する取組」の中で、国の財政的措置によらず都道府県が独自に配置している特別支援教育支援員の状況を調査している。それによると、都道府県独自で特別支援教育支援員を配置しているのは26となっている。表6は、独自に特別支援教育支援員を配置している道府県の配置状

況を示したものである ¹⁷⁾。配置数は 130 人から 2 人までと幅は広いが、これらの道府県は国からの財政的措置による配置数の不足分をそれぞれの判断で補充している。

ここで特徴的なことは、 先にみた財政力指数 の比較で下位にあった島根県が独自で111人の 配置を行っていることと、秋田県が独自で52人 の配置を行っていること、高知県が独自で38人 の配置を行っていることである。これら3県の 2012年度の歳出総額に占める教育費の割合を見 ると、高知県が23.0%で全国20位、秋田県が 18.4%で40位. 島根県が18.2%で41位となっ ている。財政力指数や教育費の割合でも低い水 準となっている中で、この3県が独自で特別支 援教育支援員の多数の配置を行っていることは. 都道府県間の差が生じる要因を検討する際に. 財政力の問題以外に教育委員会や首長部局の特 別支援教育に関する施策の必要性や重要性に対 する認識にも着目する必要性を示していると考 えられる。

Ⅴ 考察

ここまで、通級による指導担当教員一人当たりの児童生徒数、通級による指導の対象児童生徒数が小中学校の総児童生徒数に占める割合、特別支援教育支援員の都道府県別の活用状況から、都道府県間でどのような差があるのかを見てきた。その結果、通級による指導担当教員一人当たりの児童生徒数では最大約4倍、通級による指導の対象児童生徒数の割合では最大約8倍、特別支援教育支援員の活用状況では最大約6倍の差が出ていることが明らかとなった。全国平均との比較で見た場合、平均を下回ってい

¹⁷⁾ 元のデータについては以下を参照。 全国都道府県教育長協議会 (2015)『インクルーシ ブ教育システム構築のための特別支援教育の推進』 (2016年7月23日取得 http://www.kyoi-ren.gr.jp/ report/H26bukai/h26 ichibukai.pdf)

る都道府県の数が最も少ないのは特別支援学校 教員一人当たりの児童生徒数であり、最も多い のは特別支援教育支援員の活用状況であった。

また、特別支援教育支援員の活用状況と都道府県の財政力指数との関連を検討することで、特別支援教育支援員の活用の取組が都道府県の財政力と関連があると考えられること、また教育委員会や首長部局の特別支援教育の施策の必要性や重要性に対する認識など他の要因にも着目する必要があることが明らかとなった。

特別支援教育支援員は、先にも述べたように市町村に対する地方交付税措置によって配置される。地方交付税交付金は、都道府県や市町村が行う教育・警察・消防・環境衛生・生活保護などの公的サービスに格差が生じないように、国が地方公共団体の財政力を調整するために支出するものである。補助金とは異なり、使途に制限のない一般財源であり、どのように支出するかは都道府県や市町村の裁量に任されている。そのため、特別支援教育支援員の配置のための財源がどのように使用されるかについて、都道府県や市町村間での差が生じる要因となっている。

今回検討の対象とした通級による指導担当教員一人当たりの児童生徒数、通級による指導の対象児童生徒数が小中学校の総児童生徒数に占める割合、特別支援教育支援員の都道府県別の活用状況の比較だけで、都道府県それぞれの特別支援教育の推進に対する認識の軽重が明らかになるわけではない。ただ、それらの比較を行うことで、都道府県間において差が生じていることが明らかになるとともに、差が生じる要因として財政力の問題、教育委員会や首長部局の特別支援教育の施策の必要性や重要性に対する認識との関連があることが考えられた。

特特委員会の第1回会議で委員であった東京 都三鷹市の清原慶子市長が、「どんないい制度で ありましても、具体的に地域の現場で実現して いくには. 基礎自治体の取組が大きく影響しま す。教育委員会だけではありません。首長部局. 市長部局が重要です。(中略) 財政を軽視しては いけません」と述べていたことを思い起こすな らば、やはり各都道府県や市町村がどのような 方針のもとに特別支援教育の取組を進めていく かが重要になる。先に見た島根県や秋田県のよ うに厳しい財政状況の中でも県独自の加配定数 の補充や特別支援教育支援員の配置を行ってい るところもある。一方で愛知県のように比較的 に財政状況に余裕がある中でも、特別支援教育 支援員の全国的な活用状況において中位から下 位の間に位置しているところもある。島根県や 秋田県は、従前から特別支援学校教員の免許状 保有率が他の都道府県と比較して高い18)など. もともと特別支援教育の体制整備には熱心に取 り組んでいたところであり、そのようなことも 関連していることが考えられる。

次の課題としては、このような都道府県間の差が生じている要因について、島根県、秋田県、愛知県などを対象として特別支援教育の取組の状況について、国の基準や加配の状況、地方交付税交付金の状況を踏まえながら詳細に検討することである。その上で、都道府県の財政力の問題、首長部局や教育委員会における政策の優先順位の問題、特別支援学校の状況、小中学校等の学校数や児童生徒数並びに障害のある児童生徒の状況、教職員の専門性、地域の医療、保育など行政サービスとの連携、保護者の意識や家庭の経済状況、地域住民の理解や意識など様々な要因との関連を検討することを通して、格差を生じさせている要因を明らかにすることである。

¹⁸⁾ 文部科学省の「特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査結果の概要(平成21年度)」から平成21年度を例にとってみると、公立特別支援学校における特別支援学校教諭等免許状保有率の全国平均が67.9%に対して、島根県は82.4%、秋田県は90.5%と高くなっている。(2016年11月1日取得 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1292699.htm)

引用文献

- 阿部彩 (2008) 子どもの貧困. 岩波書店.
- 阿部彩 (2014) 子どもの貧困Ⅱ. 岩波書店.
- 藤本典裕・制度研(編)(2009)学校から見える子ど もの貧困、大月書店。
- 古屋義博・岡輝彦・広瀬信雄(2007)障害児教育の「ナショナルミニマム」について、山梨大学教育学部 附属教育実践研究指導センター教育実践学研究, 12.50-59.
- 鴈咲子 (2013) 子どもの貧困と教育機会の不平等. 明 石書店.
- 小林雅之(2014)教育機会の均等. 耳塚寛明(編)教育格差の社会学. 有斐閣, 53-77.
- 耳塚寛明(2014)学力格差の社会学. 耳塚寛明(編) 教育格差の社会学. 有斐閣. 1-24.
- 落合俊郎・島田保彦(2016) 共生社会をめぐる特別支援教育ならびにインクルーシブ教育の在り方に関する一考察. 広島大学大学院教育学研究科附属特別支援教育実践センター研究紀要, 14, 27-41.
- 柴垣登 (2016) 日本的インクルーシブ教育システムに ついての考察. Core Ethics, 12, 131-143.
- 篠原睦治 (2011)「共生・共育」のなかで「教育機会

- の平等」を考える. 宮寺晃夫(編) 再検討 教育 機会の平等. 岩波書店, 91-114.
- 清水貞夫(2012) インクルーシブ教育システムへの提言. クリエイツかもがわ.
- 白川優治(2014)教育格差と福祉. 耳塚寛明(編)教育格差の社会学. 有斐閣. 199-228.
- 橘木俊韶・浦川邦夫 (2012) 日本の地域間格差. 日本 評論社
- 特別支援教育の在り方に関する特別委員会(2010) 第 1回会議議事録.(2016年6月22日取得 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/siryo/1297371.htm).
- 戸室健作(2016)都道府県別の貧困率,ワーキングプア率,子どもの貧困率,捕捉率の検討.山形大学人文学部年報,13,33-53.
- 渡部昭男 (2006) 格差問題と「教育の機会均等」. 日本標準, 28-36.
- 渡部昭男(2013) 貧困・能力・必要. 日本教育行政学 会研究推進委員会(編)教育機会格差と教育行政. 福村出版, 60-74.

(受稿日:2016.12.1)

(受理日「査読実施後]:2017.2.7)

Original Article

Study of Differences in Special Needs Education in Japan between Prefectures

SHIBAGAKI Noboru

(Graduate School of Core Ethics and Frontier Sciences, Ritsumeikan University)

An inclusive education system should guarantee the equal opportunity of education for all people with disabilities in the community. However, significant differences exist in educational services available for disabled children in regards to special needs education among schools or areas in Japan. This paper investigates the number of school children per one resource room's teacher and the utilized number of support assistants for special needs education, in order to clarify the different present conditions among prefectures for further research on the causes of these defferences. The result finds that there are about 6 types of differences existing among prefectures concerning the utilized number of support assistants for special needs education, and about 4 times difference in the number of school children per one resource room's teacher. A significant correlation (r=.65, n=47, p<.01) is found between the financial index of each prefecture and the number of utilized support assistants for special needs education, and this suggests that the financial power of each individual prefecture is one of the factors causing these differences. However, there are some prefectures with a low number of utilized support assistants for special needs education even when their financial index is high, suggesting reasons other than financial power and supporting the necessity of future research to investigate the recognition among school boards and department heads toward special needs education in order to find other factors for these differences.

Key Words: inclusive education system, special needs education, differences, prefectures, Japan *RITSUMEIKAN JOURNAL OF HUMAN SCIENCES*, *No.36*, *1–15*, *2017*.